

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営犬上川地区土地改良事業（水利施設等保全型高度化事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公告書類 県営犬上川地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業）変更計画概要書
- 2 公告期間 令和7年9月16日から令和7年9月24日まで
- 3 掲示場所 彦根市産業部農林水産課、豊郷町地域整備課、甲良町産業課および多賀町産業環境課
なお、滋賀県のウェブサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345992.html>) でも閲覧することができる。